

(別紙 2－48 かたくちいわし太平洋系群 (ステップアップ管理対象資源))

第 1 特定水産資源の名称

特定水産資源の名称 かたくちいわし太平洋系群

特定水産資源の定義 かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の
第 2 から第 7 までにおいて同じ。

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで (ステップ 1)

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 112千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 28千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 3千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第 4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたかたくちいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 かたくちいわし太平洋系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域（日本海、オホーツク海及びベーリング海を除く。2に定める大臣管理区分において同じ。）のうち、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間の水域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 かたくちいわし太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、次のアからウまでに掲げる線以東の水域

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度 7 分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分 3 秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の

うち、過去に第5の2(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれになくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 都道府県知事は、かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす（かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、

当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。
- 3 海洋環境の変化等に応じて、通常加入期と高加入期の2つの再生産関係を有すると考えられる本資源の特性を踏まえて、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、一定の条件を満たした場合に、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、漁獲可能量を追加する措置等に係る規定につ

いて検討を行い、ステップ 2 の開始までに結論を得る。